

平成 30 年 7 月 19 日 環政計発第 1807191 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日 環政計発第 19040110 号
改正 令和 2 年 3 月 9 日 環政計発第 2003091 号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業）交付要綱を次のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 9 日

環境大臣 小泉 進次郎

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業）交付要綱

（通則）

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金による出資を促すことにより、地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力供給を主導する小売電気事業と相まって、地域における面的な脱炭素化を事業として持続的に展開する事業体を普及させることを通して、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に掲げる地域循環共生圏の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における「地域脱炭素化推進事業」とは、地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に基づく小売電気事業として地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力を供給し、小売電気事業により得られる収益等を活用して地域の面的な脱炭素化を推進する事業をいう。

2 この要綱における「地域脱炭素化推進事業体」とは、地域脱炭素化推進事業を営む電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に基づく小売電気事業者をいう。

（交付の対象）

第 4 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第 2 条の目的を達成する次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 地域脱炭素化推進事業体の設置事業

新たに設置する小売電気事業者（電力供給を開始していない小売電気事業者を含む。）又は小売電気事業に事業拡大しようとする者が地域脱炭素化推進事業を営むため、電力の小売電気事業の運営・管理体制（方法、システム）の整備と相まって地域の脱炭素化等を推進する仕組みを構築する事業

二 地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業

電力供給を実施している小売電気事業者が地域脱炭素化推進事業を新たに営むため、電力の小売電気事業の運営・管理体制（方法、システム）の強化・拡充と相まって地域の脱炭素化等を推進する仕組みを構築する事業

- 2 前項各号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
 - 一 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）
 - 二 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - 三 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - 四 特定非営利活動法人
 - 五 民間企業
 - 六 その他大臣が適当と認める者
- 3 2者以上の事業者が共同で第1項の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、第1項の事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- 三 二により選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、実施要領に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第6条 第4条により事業を実施し、補助金の交付を申請しようとする代表事業者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1の1又は様式第1の2による交付申請書を大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付申請書又は第10条第1項の規定による変更交付申請書の

提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2の1による交付決定通知書又は様式第2の2による変更交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 大臣は、第5条第1項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付決定額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の変更申請を行う場合において、第5条の規定を準用する。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第1の第2欄に定める補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

- 2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第 7 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第 16 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による報告書を大臣に提出しなければならない。

なお、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 9 による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 5 条ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 10 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で大臣が定める日以内とすることができる。

4 大臣は、前項の返還期限内に返還を命ぜられた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 11 による請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 19 条 大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項（ただし書きを除く。）及び第4項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣にあらかじめ報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付期限については、第17条第3項の規定を準用し、当該納付期限内に返還を命ぜられた額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区分して行うこととし、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

一 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第13による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

二 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合は、様式第14により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 大臣は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第26条 補助事業者がこの補助事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第27条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者がこの補助事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

(収益納付)

第28条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

(附 則)

1. この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成 31 年度予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則)

1. この要綱は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和 2 年度予算に係る補助金から適用し、平成 31 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
地域脱炭素化推進事業体の設置事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費で別表第2に定める経費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額
地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費で別表第2に定める経費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額

別表第2 第4条の各号の事業に係る補助対象経費の内容

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	賃金等	事業を行うために必要な日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・給与・期末手当の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	社会保険料	事業を行うために必要な日々雇用者及び地方公共団体の会計年度任用職員に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてはこれに要する材料費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上